

「札幌市本庁舎構内電話機及び付帯設備2」に関する質問と回答

番号	受付日	質問内容	回答内容	回答日	備考
1	令和4年1月17日	<p>(1)新型コロナウイルスの影響で納期遅延となった場合、指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議は可能か。</p> <p>(2)各電話主装置の対向回線は、上部PBXアナログ内線か。</p> <p>(3)次の3番号は、5FB-EPSではなく、5FA-EPSへの収容か。 ・211-2320 ・211-2322 ・211-2323</p> <p>(4)仕様書、3.(10)コードレス電話機(PHS)の同一フロアとはどこまでの範囲を指しているか。また、主装置単位(各階2か所)でファンクションボタンの割付種類は、各々何種類ずつか。</p> <p>(5)別紙2、6その他において、スター-CSとIP-CSの両方もしくはいずれかの基盤を交換機へ収容する必要があるか。</p> <p>(6)仕様書、3.(15)イ 撤去品で札幌市が指定する場所とはどこか。</p> <p>(7)仕様書、6.保守・故障対応で、メーカー保証期間経過後及びメーカー保証対象外の対応に係る費用は、発注者の負担という認識でよいか。</p> <p>(8)仕様書、7.(1)において、どの程度変更の可能性があるか。</p> <p>(9)契約期間満了後、撤去作業日及び搬出に係わる運搬費は、今回の入札には含まず、別途発注者の負担との認識でよろしいか。</p>	<p>(1)新型コロナウイルスの影響による契約期間変更等の協議は可能ですが、納入遅延が見込まれる場合は、20営業日前までに当該不履行に係る申出書をご提出ください。</p> <p>(2)ご認識のとおりです。</p> <p>(3)いずれも南側事務室で利用しているため、5FB-EPSへ収容していません。</p> <p>(4)各階、北側・南側フロア単位となります。また、コードレス電話機は、最大8種類の機能を個別に設定できるものとします。</p> <p>(5)バスCSもしくはスター-CS、IP-CSのいずれかの基盤を収容してください。</p> <p>(6)撤去品のリース契約受注者が別途指定する場所となります。</p> <p>(7)ご認識のとおりです。</p> <p>(8)仕様の変更により、電話機の設置場所が変わる場合に、ケーブル等の消耗部材のご負担を依頼する可能性がございます。</p> <p>(9)ご認識のとおりです。</p>	令和4年1月19日	
2	令和4年1月18日	<p>(1)落札時の契約保証金の免除は可能か。</p> <p>(2)仕様書、6.保守・故障対応および7.特記事項(1)等、保守や修繕にかかわる業務はメーカー等に委託することは可能か。</p> <p>(3)本契約が終了した場合、撤去、処分、返却等にかかわる費用は受注者は一切負担しない認識でよいか。</p>	<p>(1)入札告示及び入札説明書のとおり、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがあります。</p> <p>(2)いずれもメーカー等への委託は可能です。</p> <p>(3)契約満了後における機器の撤去は、本業務には含まれておりません。契約終了後は、機器を受注者へ返却いたします。</p>	令和4年1月19日	
3					